

○午前10時開議

○議長（渡辺ゆういち君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（渡辺ゆういち君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

つ る 伸一郎 君

横 山 由香理 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（渡辺ゆういち君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1から日程第8までの8件を一括議題に供します。

---

日程第1

第95号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第2

第96号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

日程第3

第97号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

第98号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第99号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第100号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

第101号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第102号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（渡辺ゆういち君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第95号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第96号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第97号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例および第98号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

これら4議案は、区議会議員の議員報酬および期末手当ならびに区長、副区長および教育委員会教育長の給料および期末手当について、特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、これらを改定するととも

に、答申の趣旨を勘案し、常勤監査委員の給料および期末手当についても、併せて改定するものであります。

改定の内容といたしましては、区議会議員の議員報酬ならびに区長、副区長、教育長および常勤監査委員の給料の支給月額について、0.3%程度の増額を行うとともに、期末手当の支給月数を年間3.5月から3.58月に引き上げるものであります。

また、一般職員との均衡を踏まえ、期末手当の支給回数について、3月期の支給を廃止し、年間2回とするものであります。

このほか、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の一部を改正する条例の付則において、品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正を行っております。

これら4条例は、令和5年12月1日から施行し、令和6年度以降の期末手当に係る改正規定は令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、第99号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第100号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第101号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第102号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

これら4議案は、本年10月11日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえて、職員、会計年度任用職員、学校教育職員および幼稚園教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、月例給与にして3,722円程度の公民較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行うものであります。

第2に、職員の期末・勤勉手当の支給月数を年間4.55月から4.65月に引き上げるものであります。

第3に、地方自治法の改正を踏まえ、令和6年度より、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を開始するものであります。

なお、区費負担の学校教育職員につきましては、東京都の教育職員との均衡を考慮して、給料表の引上げ改定を行うものであります。

これら4条例は公布の日から施行し、令和6年度以降の期末・勤勉手当に係る改正規定は令和6年4月1日から施行するものであります。

なお、給料表の引上げ改定については令和5年4月1日から適用するものであります。

以上で8議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺ゆういち君） 本件についてご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

なお、第99号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第100号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第101号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第102号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を聴取しております。回答は、お手元に配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第1から日程第6までの6件につきましては総務委員会に、日程第7および日程第8の2件につきましては文教委員会に、それぞれ付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、明日は休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は明後日、30日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午前10時05分散会

---

議 長	渡辺 ゆういち
署名人	つ る 伸一郎
同	横 山 由香理